

川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、公務のために旅行する職員及び職員以外の者（以下「職員等」という。）に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 一般職に属する職員をいう（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員を除く。）。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行（組合を組織する市町の区域内を除く。以下この号において同じ。）し、又は職員以外の者が公務の遂行を補助するため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第 3 条 職員が出張を命ぜられた場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 前項の規定による者が、出張中又は出張後に死亡した場合には、その遺族に対し当該職員の旅費を支給する。

3 職員以外の者が、組合の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため出張した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

4 第 1 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、

出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）を取り消され、若しくは変更され、又は死亡した場合において、当該出張のために既に支給した金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

（出張命令等）

第4条 出張は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張依頼を行う者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令等によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 前項の出張命令等は、出張票又は出張依頼書により行うものとする。

（旅費の種類）

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

4 航空賃は、航空旅行（本州を除く。）について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの実費額により支給する。

7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの実費額により支給する。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合

には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求)

第7条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の請求票に必要な書類を添えて、これを当該出張命令権者に提出しなければならない。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）並びに次に規定する急行料金及び座席指定料金による。

(1) 急行料金を徴する線路による出張の場合には、運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(2) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による出張で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第2号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第9条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第11条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、ハイヤー、

タクシー等については、他の交通機関の路線がない場合に限り、実費額により支給する。

(宿泊料)

第 1 2 条 宿泊料の額は、別表に定める額を上限とした実費額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第 1 3 条 食卓料の額は、別表に定める額を上限とした実費額による。

- 2 食卓料は、船賃及び航空賃のほかに、別に食費を要する場合に限り、支給する。

(特別職の職員に随行した場合の旅費)

第 1 4 条 職員等が、特別職に属する職員に随行した場合には、特別職に属する職員と同一の旅費を支給する。

(職員以外の者の旅費)

第 1 5 条 職員以外の者について、第 3 条第 3 項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、職員に支給する額に相当する額を職員の例により支給する。

(旅費の調整)

第 1 6 条 出張命令権者は、出張をした職員等が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他この条例の規定により支給する旅費が不当に出張の実費を超える場合においては、その実費を超える部分の旅費について、その全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 出張命令権者は、職員等がこの条例の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合には、規則で定めるところにより旅費を支給することができる。

(委任)

第 1 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 2 条、第 1 3 条関係）

宿泊料（1 夜につき）	食卓料（1 夜につき）
1 3，0 0 0 円	2，2 0 0 円